

国官参宅第 18 号
6 農振第 1145 号
6 林整治第 445 号
環水大管発第 2406281 号
令和 6 年 6 月 28 日

各都道府県・指定都市・中核市
土壌汚染担当部局長 殿
盛土規制担当部局長 殿

国土交通省大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
林野庁森林整備部治山課長
環境省水・大気環境局環境管理課長

宅地造成及び特定盛土等規制法及び土壌汚染対策法の運用に
係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）

盛土、切土及び土石の堆積（以下「盛土等」という。）に伴う災害の防止については、土壌環境行政など多くの行政分野に関係することから、関係部局による緊密な連携の下で取り組む必要があり、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が定めた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（令和 5 年農林水産省、国土交通省告示第 5 号。以下「基本方針」という。）においては、盛土規制担当部局と土壌汚染担当部局の連携や、汚染された土壌の適切な管理の確保等について記載しているところである。

これらを踏まえ、今般、盛土規制法と土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の適用関係について整理するとともに、土壌汚染対策法の運用における留意事項を明確化したので、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 盛土等に関する盛土規制担当部局と土壤汚染担当部局との連携

1 関係部局との連携体制の確保

盛土等に伴う災害の防止を図るためには、基本方針にも記載されているとおり、各関係制度を所管する関係部局間で連携することが重要であり、盛土等の安全対策及び土壤汚染対策については、盛土規制担当部局と土壤汚染担当部局が緊密に連携し、総力を挙げて取り組む必要がある。

具体的には、まず、盛土規制担当部局と土壤汚染担当部局が情報共有等を図りつつ、土壤汚染対策法に基づく調査、土地の所有者等による自主的な調査等の情報を幅広く活用して、汚染された土壤が盛土等に不適切に利用されることを防ぐことが重要である。また、発見された不法・危険盛土等に土壤汚染が疑われる場合には、両部局間で速やかに情報を共有するとともに、両部局が連携して各法令に基づき必要な立入検査や報告徴取を実施する、両部局が一緒に立入検査等を行うことが効果的な場合は合同立入検査等を行う、両部局の関係者で立入検査等により得られた情報を共有するなど、両部局が連携して対応することとされたい。

なお、盛土規制担当部局と土壤汚染担当部局の連携に当たっては、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知）の別添4「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」を参考にされたい。

2 不法・危険盛土等に土壤汚染が疑われる場合の対応

土壤汚染担当部局は、不法・危険盛土等に土壤汚染があることや土壤汚染の懸念があることを把握した場合、状況に応じて土地の所有者等に自主調査及び土壤汚染対策法第14条第1項に基づく区域指定の申請を促し、当該調査の結果から土壤汚染が確認された場合には、同法第6条第1項又は第11条第1項に基づく区域の指定を実施するとともに、必要に応じ、土壤中の特定有害物質（同法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）が溶出した地下水等の摂取や特定有害物質に汚染された土壤の直接摂取による人への健康被害を防止するための措置を土地の所有者等に対して求めることとされたい。特に、土壤汚染による人体への健康被害が生ずるおそれのある土地については、同法第5条第1項に基づく調査命令を当該土地の所有者等に発出するなど、周辺住民等の健康保護に万全を期すこと。

また、盛土規制担当部局が土壤汚染対策法に基づかない調査によって土壤汚染が明らかであることを把握した場合、土壤汚染担当部局に速やかに情報共有を行うとともに、土壤汚染担当部局は盛土規制担当部局と連携し、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成31

年3月1日付け環水大土発第1903015号水・大気環境局長通知)第10の1「要措置区域等外の土地の基準不適合土壌等の取扱い」を踏まえ、同法の規定に準じて適切に当該土壌の運搬及び処理が行われるよう対応されたい。

第2 盛土規制法と土壌汚染対策法の適用関係

1 盛土規制法における許可不要工事

盛土規制法では、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下2(1)(2)を除いて同じ。)が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定することとし、これらの区域内で一定の規模要件に合致する盛土等に関する工事を行う場合には、都道府県知事の許可又は都道府県知事に対する届出(以下「都道府県知事の許可等」という。)が必要になる。

一方、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法施行令」という。)第5条又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「盛土規制法施行規則」という。)第8条で定める工事については、都道府県知事の許可等を不要としている(盛土規制法第12条第1項、第27条第1項及び第30条第1項。)(以下「許可不要工事」という。)

許可不要工事には、非常災害時に国、地方公共団体又は地方住宅供給公社等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事も含まれており(盛土規制法施行規則第8条第8号)、例えば、風水害、地震等の場合において復旧のために緊急で土砂を堆積又は撤去する工事等が該当する。土壌汚染対策法に係る許可不要工事としては、汚染土壌の運搬処理に係る工事が該当する(盛土規制法施行規則第8条第5号)。

なお、許可不要工事であっても、盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置がとられていない、措置が不十分であるなど、盛土の崩落等により土砂が流出するおそれがあるものは、盛土規制法に基づく改善命令等の対象となることに留意されたい。

2 土壌汚染対策法に基づく届出を行った者や許可を受けた者が行う工事に係る盛土規制法の許可不要工事の扱い

土壌汚染対策法においては、汚染土壌(同法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。)の運搬については事前の届出が義務付けられており、また、汚染土壌の処理業については許可制となっている(同法第16条第1項、第22条第1項及び第23条第1項)。これら汚染土壌の運搬及び処理については、同法において、汚染土壌に関する運搬基準や処理に関する基準を遵守しなければならず(同法第17条及び第22条第6項)、当該行為により盛土等が発生する場合には、災害が発生するおそれや居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれ

がないよう所要の措置が講じられると認められることから、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして、盛土規制法に基づく都道府県知事の許可等は求めないこととした。（盛土規制法施行規則第8条第5号）

盛土規制法の許可不要工事に該当する具体的な汚染土壌の運搬及び処理については、以下の①②に分類し、それぞれの詳細について（1）（2）に示す。

なお、下記（1）（2）に示すとおり、盛土規制法施行規則第8条第5号の許可不要工事に該当しない場合には、盛土規制法の他の規定に照らして都道府県知事の許可等を要する工事であるかを判断する必要がある。このため、土壌汚染担当部局においては、①②に係る届出又は申請を受けた場合において、当該届出又は申請に係る工事が盛土規制法に基づく許可不要工事に該当しない場合には、盛土規制担当部局に対して当該届出又は申請に係る行為について情報提供を行う等の連携に努められたい。また、盛土規制担当部局においては、土壌汚染担当部局から当該情報提供を受けた場合やその他情報を得た場合に、盛土規制法に基づく対応の要否を判断した上で、土壌汚染担当部局等に情報共有しつつ、適切に対応されたい。

- ① 土壌汚染対策法第16条第1項の規定による汚染土壌の搬出の届出をした者が行う当該届出に係る汚染土壌の運搬
- ② 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可又は同法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可内容変更の許可を受けた者が行う当該許可に係る汚染土壌の処理

（1）上記①の類型に当たるもの

土壌汚染対策法は、土壌汚染状況調査を実施した土地において汚染が判明した場合、都道府県知事（土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第10条に規定する市にあっては、市長。以下本節及び第2（2）において同じ。）は当該土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定するものとしている。また、これらの区域からの汚染土壌の搬出については、当該搬出をしようとする者に対し、当該区域を指定した都道府県知事への事前の届出、汚染の拡散防止のための運搬基準の遵守等を義務付けている。当該基準の1つとして、汚染土壌の積替えを行う場合は、特定有害物質を含む固体等の飛散等、悪臭の発散等を防止するために保管場所の周囲に囲いを設けること、保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合は当該荷重に対して構造耐力上安全であることが求められている（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第65条第6号イ及び第8号イ(1)）。

以下のア及びイに該当する土石の堆積又は保管は、土壌汚染対策法において、汚染土壌の搬出に当たって都道府県知事により事前の届出を踏まえた運搬方法の変更命令や報告徴収及び立入検査権限の行使等を通じ、災害が発生するおそれ

がないよう所要の措置が講じられていると認められることから、上記①の類型として許可不要工事と解して差し支えない。

ア 土壤汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による汚染土壤の搬出の届出に基づき、汚染土壤の運搬の際に、積替え場所において土石の堆積を行う場合

イ 同届出に基づき、汚染土壤の運搬の際に、保管施設において土石を保管する場合

ただし、以下のウ及びエの場合には、土壤汚染対策法において盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出に対する安全性を事前の届出その他の方法により確保しているものとはいえないことから、許可不要工事とはならない。

ウ 汚染土壤の運搬時における積替えや保管を行うために必要な土地の造成を行う場合

エ 汚染土壤処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）第 2 条第 2 項第 31 号に規定する再処理汚染土壤処理施設への運搬の際に、汚染土壤の積替えや保管を行う場合（土壤汚染対策法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）

(2) 上記②の類型に当たるもの

土壤汚染対策法では、要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出した汚染土壤は原則として汚染土壤処理業者に処理を委託することとされており、汚染土壤の処理業については都道府県知事の許可を受ける必要がある（同法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項）。当該許可の基準の 1 つとして、汚染土壤処理施設について自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であることが規定されている（処理業省令第 4 条第 1 号ハ）。

以下オ、カ及びキに該当する盛土、切土又は土石の堆積は、土壤汚染対策法において、汚染土壤の処理に当たって都道府県知事による構造耐力上安全であること等を含む技術的基準への適合の確認、報告徴収及び立入検査権限の行使等を通じ、災害が発生するおそれがないよう所要の措置が講じられていると認められることから、上記②の類型として許可不要工事と解して差し支えない。

オ 土壤汚染対策法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定による許可を受けた者が当該許可に係る汚染土壤処理施設を建設する際に当該施設の設置場所において盛土又は切土を行う場合

カ 同法第 22 条第 1 項又は第 2 条第 1 項の規定による許可に基づき、汚染土壤処理施設の敷地内の保管設備において、処理前又は処理後の土壤を保管する場合

キ 同法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定による許可に基づき、処理業省令第 1 条第 3 号に規定する埋立処理施設又は同条第 5 号イに規定する自然由来等土壤構造物利用施設の敷地内において、汚染土壤の処理として盛土

を行う場合

ただし、以下ク及びケの場合には、土壤汚染対策法において盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出に対する安全性を許可その他の方法により確保しているものとはいえないことから、許可不要工事とはならない。

- ク 汚染土壤処理施設の敷地内において保管されていた処理業省令第5条第22号イに規定する浄化等済土壤を当該敷地から搬出し、盛土等を行う場合
- ケ 土壤汚染対策法第23条第4項の届出又は第25条の規定に基づく許可取消しを受けて廃止された汚染土壤処理施設の敷地内において盛土等を行う場合

第3 土壤汚染対策法の運用における留意事項

土壤汚染担当部局においては、土壤汚染対策法に基づく届出や許可の審査等を行う際に、盛土規制法に基づく都道府県知事の許可等が必要であることや盛土の崩落等により土砂が流出するおそれがあることが思料される工事を把握した場合には、当該工事を実施する事業者に対して盛土規制法に関して案内するとともに、盛土規制担当部局への情報提供を行われたい。

また、盛土規制担当部局やその関係部局が連携して実施する現場パトロールには、土壤汚染担当部局も必要に応じて参画し、土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出に記載のある汚染土壤の運搬時の積替えや保管を行う場所における囲い等に関する情報提供に努められたい。

【参考】

公共工事として実施される建設工事においては、掘削等に伴い自然由来の重金属等を含む岩石・土壤が発生することがあるが、その工事の規模、内容等から土壤汚染対策法に基づく手続きの対象外となる場合であって、これらの岩石・土壤を盛土等に用いる際における環境安全性の確保に関しては、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル（2023年版）」（令和5年3月）がとりまとめられている。